

【自己負担限度額表】

階 区 分	階層区分の基準 ()内の数字は、夫婦2人世帯の場合 における年収の目安		患者負担割合：2割		
			自己負担限度額（外来＋入院）		
			一般	高額かつ 長期 (※)	人工 呼吸器等 装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 ～80万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上7.1万円未満 (約160万円～約370万円)		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満 (約370万円～約810万円)		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税25.1万円以上 (約810万円～)		30,000	20,000	
入院時の食費			全額自己負担		

※高額かつ長期とは月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある方。

＜特定医療費（指定難病）受給者証のご利用にあたって＞

●複数の指定医療機関でお支払いいただいた月ごとの医療費（自己負担分）の合算額と特定医療費（指定難病）受給者証（以下、受給者証とします）に記載されている「自己負担限度額」を比べて、合算額が自己負担限度額を超えた分については医療費の自己負担がなくなります。

●月ごとの医療費の自己負担限度額は、「自己負担限度額管理手帳（以下、管理手帳とします）」で管理します。指定医療機関で受診した際は、必ず受給者証と管理手帳を提示し、医療費を管理手帳に記入してもらい自己負担限度額の管理を行ってください。